

乗り継ぎ運賃表など揭示改善の再申入書

平成26年7月15日

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役 富田 哲郎様

うめだ信利

代理人 弁護士 宇佐見 方宏



同 河口 まり子



同 保坂 慶太



同 正本 佑介



前略 平成26年7月11日付の貴社鉄道事業本部サービス品質改革部からの通知を受領いたしました。しかしながら、貴社は当職らの申し入れの趣旨を正確に理解されていないようであるので、再度ご通知申し上げます。

当職らは、貴社の運賃表示についてサービスの可否を問題にしているのではありません。貴社の運賃表示が鉄道運輸規程及び消費者契約法に反して違法であることを問題にしております。

したがって、当職らからの平成26年6月17日付の貴社の法的な公式見解を明らかにしていただくよう再度申し入れます。今後も誠実に対応していただけない場合には、行政庁への通知等しかるべき措置をとらせていただきますことを申し添えます。

以上